

社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会旅費規程

平成 5年 4月 1日	制 定
平成 11年 3月 26日	一部改正
平成 16年 4月 1日	一部改正
令和 6年 6月 4日	一部改正

(趣旨)

第1条 社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会の役員及び職員が、会務のため旅行する場合は、この規程に従って旅費を支給する。

(旅費の種類)

第2条 旅費の種類は、鉄道賃・船賃・車賃・航空費・日当・宿泊料とする。

(旅費の計算)

第3条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、会務の都合または天災その他やむを得ない事由でこれによって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(鉄道賃)

第4条 鉄道賃は、鉄道旅行についてこれを支給する。

2 鉄道賃は、次の各号に従い旅行運賃（以下「運賃」という。）、急行料金（これに対する通行税を含む。）及び座席指定料金によりこれを計算する。

(1) 急行料金を徴する路線による旅行の場合は、次に該当する場合に限り、その乗車に要する急行料金

ア 特別急行列車を運行する路線による旅行で片道100キロメートル以上のもの

イ 普通急行列車を運行する路線による旅行で片道50キロメートル以上のもの

(2) 座席指定料金を徴する客車を運行する路線により旅行する場合には、運賃、前号に規定する急行料金のほか座席指定料金（普通急行列車を運行する路線による旅行で片道100キロメートル以上のものに限る。）

(船賃)

第5条 船賃は、水路旅行についてこれを支給する。

2 船賃は、旅客運賃（はしけ及び栈橋賃を含む。）、寝台料金及び特別船室料金（これらのものである通行税を含む。）並びに座席指定料金により鉄道賃の例に準じてこれを計算する。

(車賃)

第6条 車賃は、陸路旅行についてこれを支給する。

2 車賃は、鉄道または船舶の便のある区間の旅行については、これを支給しない。ただし用務の性質鉄道または船舶により難い場合は、この限りでない。

3 車賃は、別表に掲げるところに従い、路程を合算してこれを支給する。ただし、1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

4 特別の事情により定額の車賃をもってその実費を支弁し難い場合においては、実費を支給することができる。

(航空賃)

第7条 航空賃は、航空旅行についてこれを支給する。航空賃は特別の必要のため会長の許可を受け航空機により旅行する場合に限りこれを支給し、旅客運賃にこれを計算する。

(日当及び宿泊料)

第8条 日当及び宿泊料は別表に掲げるところに従い、定額によりこれを支給する。

- 2 日当は日数に応じ、宿泊料は宿泊数に応じてこれを支給する。なお、被災地派遣において宿泊施設の確保が難しく食費等を要する場合は、日当（宿泊施設なし）を別途支給する。
- 3 日当は、会務の都合により宿泊した場合のほか、鉄道旅行にあつては100キロメートル未満、水路旅行にあつては50キロメートル未満、陸路旅行にあつては25キロメートル未満のものについては、定額の2分の1とする。
- 4 1旅行で、鉄道、水路または陸路にわたるものにあつては、鉄道は4キロメートル、水路は2キロメートルをもって陸路1キロメートルとみなし、前項の規定を適用する。

(旅費支給の特例)

第9条 本会以外の団体より旅費の支弁をうけるときは、この規程に定める旅費は、これを支給しない。ただし、その旅費額がこの規程に定める旅費額より少ないときは、その差額を支給することができる。

- 2 研修会、講習会及び各種大会等に参加するときは、実費額により支給することができる。
- 3 本会が提供する船車等で旅行するときは鉄道賃、船賃または車賃は支給しない。
- 4 会長は、適宜により旅費の定額を減じ、又は旅費の全部もしくは一部を支給しないことができる。
- 5 会長は、特別の事情により、この規程に定める旅費により旅行することが困難であると認めた場合において、旅費を増額することができる。
- 6 特別の必要により、別表に定めていない者に旅費を支給する必要があるときは、別表に準じて会長がこれを定める。

(市内旅行の旅費)

第10条 勤務場所から1往復2キロメートルをこえる地域へ出張するため、交通機関を利用するときは、その乗車に要する料金を支給する。ただし特別の事情により勤務場所から1往復2キロメートル以内の地域へ出張させるため会長が交通機関を利用させたときはこの限りでない。

(委任)

第11条 外国旅行その他この規程に定めない事項及びこの規程の施行に必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月4日から施行する。

別 表

区 分	車 賃 (1キロメート ルにつき) 円	日 当 (1日につき) 円	日 当 宿泊施設なし (1日につき) 円	宿 泊 料 (1日につき) 円
役 員	37	2,900	5,900	13,900
事務局長	37	2,600	5,200	
事務局次長	37	2,200	4,400	
職 員	37	1,700	3,400	

日当（宿泊施設なし）は、被災地派遣において宿泊施設の確保が難しく、通常の出張と比較して自己負担が多い場合に諸雑費（1日あたり2食分の食事代、入浴料、通信料、衛生用品購入など）を賄うための旅費

宿泊料は、出張先の地域において職員自身が宿泊料を支払って宿泊する場合に限り支給することとし、本会又は本会以外の団体からホテルや旅館等の宿泊料を要する宿泊施設が提供されている場合は支給しない。